

記念保護樹木の指定の解除について

名称	とのみの松記念保護樹木	
所在地	茅部郡森町字御幸町112	
所有者	茅部郡森町字御幸町112 指定当時 阿部恵三男 現在 株式会社いかめし阿部商店 (管理者 同商店代表取締役 今井 麻椰)	
概要	樹種	アカマツ
	本数	1本
	(最高)直径	71cm
	(最高)樹高	10m
	樹齢	推定200年以上
指定年月日	昭和47年3月25日北海道告示第857号	
指定理由	明治天皇行幸に由来する樹木の保護	
由来	明治14年、明治天皇が行幸の際、阿部旅館(当時)に宿泊され、その夜半に雷雨となったがまもなく晴れ、御室庭の年老いた松に星影が輝き、ことなく朝を迎えたことから、この松が天皇をお守りしたとの記念の意を含め「とのみの松」と命名され管理されていた記念樹を、記念保護樹木に指定。	
指定の解除の申出	所有者より、これまで、できる限りの維持管理に努めてきたほか、平成28年には、道による支柱の設置やロープ吊り、枯れ枝の剪定等の保全措置を行ってきたが、当該樹木の傾きが年々大きくなっており、今後、強風や積雪などにより倒伏した場合、隣接地の建物や住民に大きな被害を与えることが懸念され、その際に発生する経済的な損害を負担することは非常に困難であることから、伐採したいため、記念保護樹木の指定の解除の申し出があったもの。	
指定の解除の理由	令和元年に実施した記念保護樹木の点検では、枝の枯損や折れ、不自然な傾斜などと診断され、今後、落枝や倒木による隣接施設への事故発生のおそれが高く、事故発生時に所有者が負担する経済的な損害等を考慮した場合、指定解除の要件である土地所有者の経済的事情として認められることから、記念保護樹木の指定の解除はやむを得ないと判断。	
備考	○令和元年度に道内の記念保護樹木の一斉点検を実施 とのみの松の診断結果は最も状態が悪い「4(早急対応)」 ○その他の保全事業 昭和46年 保護標識設置 平成6年 保護標識更新 平成26年 保護標識更新 平成28年 樹木治療 (丸太柱加工建込み、ロープ吊り、枯枝の剪定)	

<位置図及び現況(R5年2月)>



● : 「とのみの松」所在地 (茅部郡森町字御幸町112)

<諮問文(写)>



自然第 1090 号
令和5年(2023年)3月30日

北海道環境審議会
会長 中村 太士 様

北海道知事 鈴木 直道



記念保護樹木の指定の解除について(諮問)
このことについて、次のとおり諮問します。

記

<諮問の理由>

記念保護樹木として指定した次の樹木の指定を解除することについて、北海道自然環境等保全条例第23条第2項において準用する同条例第14条第3項前段の規定に基づき、意見を求めるものです。

とのみの松記念保護樹木(森町所在)

(環境生活部自然環境局自然環境課)

<答申文(写)>



環 境 審 第 33 号

令和5年(2023年)3月30日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境審議会会長 中村 太



記念保護樹木の指定の解除について(答申)

令和5年3月30日付け自然第1090号で諮問のありましたこのことについて、
慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨決議したので答申します。